

第39号議案

京都府立るり溪少年自然の家の臨時休館について

京都府立少年自然の家条例施行規則第1条第2項の規定により、府立るり溪少年自然の家の臨時休館について、別紙のとおり提出します。

令和7年9月8日

教育長 前川 明範

提出の理由

ボイラー等設備改修工事の実施に伴う臨時休館について指定管理者から申請があったため、承認を求めるものである。

府立るり溪少年自然の家の臨時休館について

1 施設について

自然の中で、集団宿泊生活を通じて心身ともに健全な少年の育成を図るため、南丹市園部町大河内小米阪1番地9に設置

2 臨時休館の期間

令和7年12月1日（月）から令和8年2月28日（土）まで

3 理 由

臨時休館期間中に施設の利用を停止し、ボイラー等設備改修工事を行うため

4 申請者

指定管理者 グリーンパルるり溪共同事業体

代表者 東京海上日動ファシリティーズ株式会社
大阪支店長 秋元 伸英

5 ボイラー等設備改修工事の概要

(1) 実施者

株式会社舞設（住所 舞鶴市字森小字勘尻215）

(2) 令和7年度における工事期間

令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

(3) その他

当初の契約期間は令和6年10月10日から令和7年3月31日までであったところ、機器納入が令和7年3月上旬になり、工期内の工事完成が困難になった。

このため、契約期間を令和8年3月13日までに変更し、施設の閑散期に現場での作業を行う。



令和7年8月5日

京都府教育委員会 御中

グリーンパルるり溪共同事業体

代表者 東京海上日動ファシリティーズ株式会社大阪支店
大阪支店長 秋元 伸英



府立るり溪少年自然の家の休館日の臨時変更について（申請）

下記のとおり臨時に休館したいので、京都府立少年自然の家条例施行規則第1条第2項の規定により申請します。

記

1 臨時に休館しようとする日

令和7年12月1日（月）から令和8年2月28日（土）まで

2 理 由

臨時休館期間中に施設の利用を停止し、ボイラー等設備改修工事を行うため